

袖ヶ浦健康づくり支援センター広告掲載取扱要領

(目的)

第1条 この要領は、袖ヶ浦市広告掲載に関する要綱（以下「要綱」という。）

第4条の規定に基づき、市が設置する袖ヶ浦健康づくり支援センターへの広告掲載の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(広告媒体、位置及び枠数)

第2条 袖ヶ浦健康づくり支援センターにおける広告媒体、枠数等は次の表に掲げるものとする。

広告媒体	広告掲載の枠数
健康づくり支援センター内掲示板等	13枠

2 広告の位置は市が指定する。

3 広告の掲載は、広告媒体ごとに1広告主につき1枠を限度とする。

(掲載可能な広告等の範囲)

第3条 袖ヶ浦健康づくり支援センターに広告を掲載できる者、広告の内容、広告のデザインは、要綱第3条及び袖ヶ浦市広告掲載基準（以下「基準」という。）の規定に準ずるものとする。

(広告の規格)

第4条 広告の規格は、次の表に掲げるものとする。

広告媒体	大きさ	形式
健康づくり支援センター内 掲示板等	B2版以内 (縦728mm×横515mm)	店名公告、ポスター等 ただし配布物は除く。

(広告の掲載期間)

第5条 広告の掲載期間は1月単位とする。ただし、広告掲載の取り扱い上支障が無く、広告掲載希望者が望むときは、複数月の掲載を認める。

2 掲載期間の最終は年度末までとする。

(広告の掲載料)

第6条 広告の掲載料は、次の表に掲げるものとする。ただし1月に満たない掲載期間があるときは1月とみなす。

広告媒体	枠数/月数	金額
健康づくり支援センター内 掲示板等	1枠/1月	5,000円

(広告の申込み期間)

第7条 広告掲載の申込みをしようとする者は、広告掲載を希望する日の30日前までに要綱第6条に規定する書類を提出するものとする。

(広告掲載料の返還)

第8条 要綱第10条第1項ただし書きの規定により返還する広告掲載料は、納付済額のうち掲載決定期間の残りの月数に応じた額とする。この場合1月未満はこれを切り捨てる。

(広告掲載の取り下げ)

第9条 広告主は、自己の都合により広告掲載を取り止める場合は、書面により申し出なければならない。この場合、納付済の広告掲載料は返還しない。

(免責事項)

第10条 第8条の規定にかかわらず、広告主は、次に掲げる事由により広告の掲載が停止した場合は、当該停止に係る掲載料の返還、損害の補償等を市に請求することができない。

(1) 火災及び地震、水害、落雷等の天災

(2) 袖ヶ浦健康づくり支援センターの設置及び管理に関する条例第6条ただし書きに規定する臨時休場日

(その他)

第11条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附則

この要領は、平成22年7月1日から施行する。